

意見書案第3号

平成29年6月22日

愛西市議会議長 大島一郎 殿

総務協働委員会

副委員長 大宮吉満

地方財政の拡充を求める意見書について

地方財政の拡充を求める意見書を愛西市議会会議規則第13条第2項の規定により提出する。

地方財政の拡充を求める意見書（案）

いま、地域で暮らす住民が求めているのは、雇用と暮らしと営業の安定、災害に強く福祉のゆき届いた安全・安心な地域社会、それに平和である。

ところが、安倍内閣は、「異次元」の金融緩和による財政出動、多額の公共事業、法人税減税、TPPへの参加などに前のめりで、多国籍大企業や投資家の利益だけを確保する一方で、中小企業や労働者には、消費税の引き上げ、円安による諸物価の高騰、社会保障の改悪、労働法制の規制緩和などの痛みを押し付ける政治をすすめている。

政府が過去に実施した「三位一体改革」以降、地方の財政不足は依然として深刻であり、地方交付税の法定率の抜本的な引き上げをはじめとした地方財政の拡充が必要である。また地方交付税においては、「行革努力」を算定に反映させたり、「トップランナー方式」として税金の徴収や民間委託を全国で「先進的」に進めている自治体のコストで算定をしている。このような算定は、地方交付税の目的、趣旨に違反し、地方自治に介入して行革を押し付けるものである。

「地方創生」に関わる財政施策をめぐっては、「選択と集中」の名のもとに特定の都市部に投資が集中されることにより、周辺の地域が切り捨てられるおそれがある。また「公共施設の整備」に関わる財政措置では、施設の一方的な統廃合が促進されることがあってはならない。

よって、愛西市議会は、下記の事項を実現するよう強く要望する。

記

1. 憲法に基づくナショナルミニマムを保障し、住民が全国のどこに住んでいても健康で文化的な生活が営めるように地方自治と地方財政を拡充すること。
2. 地方交付税については「三位一体改革」で大幅に減らされた額を元に戻し、法定率を抜本的に引き上げて、地方の財源格差是正と財源保障の機能を果たすように拡充すること。
3. 「行革努力」を反映する交付税の算定や「トップランナー方式」は、地方交付税制度の目的、趣旨に違反し、地方自治へ不当な介入を図るものであり、廃止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年6月22日

愛知県愛西市議会

内閣総理大臣 殿
総務大臣 殿
財務大臣 殿